

## 日本の森林整備の方向と課題（林野庁長官「特別講演」）

加藤，鐵夫  
農林水産省林野庁

<https://doi.org/10.15017/14852>

---

出版情報：九州大学農学部演習林報告. 85, pp.55-78, 2004-03-29. 九州大学農学部附属演習林  
バージョン：  
権利関係：

特別講演

## 林野庁長官「特別講演」 日本の森林整備の方向と課題\*

加藤 鐵夫\*\*

### 抄 録

農学部附属演習林では、平成15年6月17日(火)、加藤鐵夫林野庁長官を講師に招き、「日本の森林整備の方向と課題」についての特別講演会を開催し、約130名の教職員及び学生が参加しました。

初めに、小川演習林長から、大学演習林をとりまく情勢についての挨拶がありました。続いて、加藤長官から平成13年度の森林・林業基本法の制定に伴う森林政策の現状と施策、林野庁の地球温暖化防止森林吸収源十ヵ年対策の策定(生産林から環境林への転換、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進、地域との共生等)、国際的な林業事情、木材価格の現状等について、林業政策の責任者として具体的に、わかりやすい講演があり、これに対し、学生から絶滅危惧種の保護の考え、シカの被害と保護の考え等についての質疑がありました。

以上、当日の行われた講演内容を演習林報告に記載し、森林にたずさわる教育・研究者及び院生・学生諸君の参考に供したいと思います。

キーワード: 日本, 森林, 林業, 林野庁長官, 講演

---

\*\*KATOU, T. : New Strategy of Japanese Forest and Forestry

\*\* 農林水産省林野庁

Ministry of Agriculture Forestry and Fishery Forestry Agency, Director  
General

司会（飯田 繁 教授） ただいまより特別講演会を開催します。講演に先立ち小川演習林長に一言あいさつをお願いします。

小川 滋 林長 こんにちは。本日は多数の皆様方にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は加藤鐵夫・林野庁長官の特別講演を企画いたしました。農学部附属演習林長といたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

林野庁長官におかれましては、通常国会の最終日前日ということで、会期延長の問題であわただしい超過密スケジュールの中を御来演いただきました。実は昨夜遅くまで本日の講演会に出席できるかどうか日程の都合がつかず、結構ハラハラドキドキしておりましたけれども、何とかご都合をつけていただき、福岡までお越しいただきました。誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。

ここで長官の略歴を簡単にご紹介申し上げます。昭和22年に愛知県の名古屋市でお生まれになり、昭和45年3月に名古屋大学農学部林学科を卒業されております。同年4月に農林省に入省され、平成7年から林野庁の指導部造林保全課長、計画課長を歴任され平成11年には国有林野部長、平成13年1月に林野庁次長、同年7月に林野庁長官になりました。農林省に入省以来、森林行政一筋に仕事をしてこられました長官であります。

日本は皆様ご存じのように、世界における有数の森林国であります。この緑を守り育てる柱を担っているのが、農林水産省の中にある林野庁でございます。このわが国の林野行政を統括する役所でありまして、林産物資源の供給、健全な環境を持続的に保全、維持するということにより、われわれの日常生活を豊かで快適なものにするために森林政策を企画、立案、実行する、その先頭に立っておられるというのが加藤長官であります。

森林政策は、国内的に平成13年の森林・林業基本法の制定により、わが国の森林・林業の政策というものが、大きく変わろうとしている事情がございます。また、昨年、国際森林専門家会議で、世界で初めて採択されました森林と水に関する滋賀宣言、それから今年の「世界水フォーラム」での水と森の宣言文、あるいは水と森林についての閣僚級の円卓会議などで見られますように、世界的には地球気候変動と森林問題、森林と水資源、あるいは流域管理につきまして、地球規模での森林の役割が重要となってきており、世界の森林政策のリーダーとしても日本の森林政策の責任は大きなものがあります。このように国内的、世界的にも重要な森林政策というのが、現在重要な役割を果たすということになっております。

今日の特別講演の「日本における森林整備の方向と課題」ということにつきましては、森林政策について、広範囲な問題についてお話しいただけるものと思っております。このような問題につきまして、森林行政のトップとして重く責任を持ってかかわってこられた長官にご講演いただくということは、学生諸君の勉強していく動機付け、あるいは意義ということはもとより、われわれの今後の教育研究の方向、あるいは森林現場とのつながりを考える機会としてたいへん有意義なことだと思っております。

それでは加藤長官にご講演をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**加藤鐵夫長官** ご紹介いただきました林野庁長官の加藤でございます。今回はこのような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。実は、「世界水フォーラム」で小川先生と京都で酒を飲む機会があったのですが、最近どうも林政が大きく変わっているのではないかと、基本的方法が変わり、それにつれて新しい改革も出されているのではないかと、そういったことを大学に来て話してくれないかということをお話をしまして、酒の勢いもあり、それではぜひ行きますというお話をしたわけでございます。今日、このような機会を持たせていただきましたところであります。

### 1. 森林・林業基本法の改正の背景と具体的方向

お話にも出ておりましたように、一昨年に、森林・林業基本法ということで、林業基本法を37年ぶりに改正を行ったわけでありまして、皆さんご承知のとおり、林業基本法というのは昭和39年にできた法律でありまして、そのころというのは木材の需要が非常に伸びていた時代であります。そういう点で林業の総生産をどういうふうにも拡大するのかがテーマとして法律ができたということでございますが、時代はかなり変わってきております。

木材生産を拡大したいということで、その林業基本法に基づいて政策を打ってきたのですが、一方では昭和40年代の後半に入りますと、自然保護問題が起こってきたわけでありまして、そのあたりから森林の多面的機能というものを改めて見直すべきではないかという議論が、底流に流れてきたということが言えるのではないかと思います。そういったものが世界的に言えば、1992年のブラジルのサミットで、持続可能な開発を行っていくべきではないかというのが打ち出され、その段階で、森林の原則声明が採択されまして、持続可能な森林経営というものがとりあげられたわけでありまして、持続可能な森林経営というのは、森林の持っている多様な役割を将来にわたって持続させようではないかというのが基本でありまして、木材生産も含めてでありますけれども、森林の多面的機能に注目され、それを具体的に世界としても推進をしようではないかということが、決められたというふうに思っております。

実は具体的なやり方について、その後いろいろ議論がなされております。国際的にもIPF、森林に関するパネルが作られ、そのあとIFFというフォーラムが作られて、今UNFFと言っておりますが、国連森林フォーラムというものが作られておまして、そういったいろいろな議論を重ねて、世界での持続可能な森林経営というものを推進していこうということ、具体的にどうしていくかということが議論されているわけでありまして、実はこの議論が長引いている割には、あまり成果が出ていないのではないかと、私自身は思っております。

もう一つはモントリオールプロセス、ヘルシンキプロセスだとか、ある一定のまとまりの中で本当に具体的に持続可能な森林経営とはどういうものであるかということが議論されてきました。わが国はモントリオールプロセスに参加し、一応そこで具体的な方向というものが出されたわけでありまして、これについても今具体的にどういうふうにするのか、それぞれの国でやられているのかということになりますと、極めてあいまいになってくるのではないかと、思うところがあります。そういう点では、日本がやはり、ある程度そういった国際的な動きをリードしていくことが、必要ではないかと思っております。

りまして、われわれもUNFF等々に積極的に関与をしたいと思ってきているところがございます。そういう点では、一方では、わが国の森林経営をどうしていくかということが必要でありまして、森林の多面的機能を持続的に発揮させるという、わが国の政策を改めて打ち立てることが必要になってきていると言えるわけでありまして。

また一方、国民の方々から見ましても、実は毎年というわけではなくて、おおむね5年に1回ぐらい国民の世論調査をさせていただいているのですけれども、世論調査の結果で見ますと、「あなたがいちばん大事に考える森林の役割は何ですか」ということについて、60年代ぐらいまでは、木材生産というのがかなり上のほうを占めたわけあります。1位か2位を占めるという状況だったのですけれども、今、木材生産というのはどんどん下がってきて、もうほとんど最下位に近いという状況になっております。常に1位、2位を争って占めているのは水土保持、水源かん養とか、国土の保全ですけれども、木材生産はこのように急激に落ちました。さらに違ってきているのは、地球温暖化の防止でありますとか、森林との触れ合いであるとか、あるいは野生動物・植物の保護というような問題が提起されてきて、世論調査の中でも出てきているわけでありまして。そういう点で言えば、森林の持っている多面的機能について、国民からいま要請されていることがかなり変わってきています。

実は私自身は木材について、今そういう状況にはなってはいますけれども、それが本当に木材はもういらないのだ、木材については必要ないのだという議論なのかどうかというのは、もう少し見極める必要があるのではないかと。ただ単に順位がそうなっているということだけで、木材はもう否定されたのだという議論をするというのは、あまりにも短絡的ではないかという気がしています。けれども、いずれにしても世論調査をしますと、そういうような状況になってきたわけでありまして、そういったことを、国民の方々の意識として、われわれは受け止めていかなければいけないということではないかというように思うわけでありまして。

そのような点で、国際的にも議論が高まり、また国内的にも皆様の考え方というものが新たになってきているということでありまして、そういったものを受けて今回、森林・林業基本法を見直したということがございます。そのために今回作り直した森林・林業基本法では、まず第1は森林の多面的機能の持続的な発揮を目指すということを改めて宣言をし、そのためには林業が持続的かつ健全に発展しなければいけない、また、木材の利用の推進を図らなければいけないということを、打ち出したところでございます。

## 2. 深化する森林の多面的機能

基本法というのは、ある意味で「宣言法」でございますので、われわれ、これから何をしていきたいかということ、そういう形で宣言したわけでありまして、具体的には、その年、一昨年10月に森林・林業基本計画というものを作りまして、その中で具体的な方向をさらに明らかにしたということでございます。今日は少し森林・林業基本計画について説明をさせていただきながら、これからのわれわれが目指している方向というものを、説明させていただきたいというふうに思っているところでございます。

森林・林業基本計画の中で、その森林の多面的機能の発揮をどういうふうにしていくかというのが、第一に出てくるわけでございますが、今までの多面的機能についての議

論というのは、やはり「予定調和的」に考えられてきたということが言えるのではないかと思います。実は林業基本法から森林・林業基本法へといったときに、木材生産を中心としたものから、森林の多面的機能の発揮だということを言いますと、たぶん林業者の方々は本当は違和感があるということではないかと思えます。われわれ、木材生産をやってきたけれども、同時に公益的機能の発揮ということについても配慮をしながらやってきたのではないかということが、皆さんの頭の中にはあるのだらうと思うのです。けれども、その内容というのは、公益的機能というものは、木材生産を適切にやれば公益的機能も同時に発揮されるというところに重きがあったのではないか。ところが今は、それだけで本当に森林の多面的機能の持続的発揮というものを目指しうることかということが、実は問題になってきているのではないかと思います。

その森林の多面的機能に対する要請というものが、先ほど申し上げましたように多様化してきているということが言えますし、また、例えば保護というものを取り上げたとしても、生態系そのものをあるがままに保護しようではないかということも、一方では議論としてあるわけでありまして、そういう点でいけば、ただ単に林業をやっていれば生態系も保護されるのだということだけでは、実はその目的を達しないということが言えるのではないかと思います。そういう点で言うと、多様化してきて、しかも内容的にそれぞれ分化せざるをえないということがあるわけでありまして、そういった点から森林の多面的機能というものをとらえ直さなければいけない。だから、「予定調和的」に発揮されるということではなくて、それぞれの機能に応じて、それぞれの求められる役割に応じて、どういうふうに森林を取り扱っていくかということを考え直さないといけないのではないかということが、まず第一にあったわけでありまして。

ではそれをどういうふうに発揮させるのかということ考えていきますと、それぞれの森林という一つずつで考えますと、実はそこは木材生産を期待されたり、あるいは水源かん養を期待されたり、一つだけではないわけでありまして、いろいろなことがそれぞれの森林そのものに期待をされるということでありまして、そういう点でいきますと、すべての役割は何らかの格好で期待される。しかし、そこにいちばん大事なことは、例えば水源かん養をするということだ、あるいは土砂の流出防備をするということだということで、いろいろなことがあるわけですが、そこに大まかに言うと差がついてくる。ここではこのことが大事ではないか、こちらが大事ではないかという議論ができるわけでありまして。

どういうふうに多面的機能の発揮をしていこうかといったときに、あらゆるものが実はそこに求められるのですという議論だけをしていけば、今言いましたような状況というのは反映できないわけでありまして、そういう点でいきますと、少し思い切って割り切らざるをえないということではないか。ここはやはり、いろいろあるけれども、どちらかと言えば水源かん養を重視しなければいけない林だということで割り切る。そのような割り切り方というものを入れていかないと、具体的には分かりづらいということではないかと思えます。森林所有者の方々にも、「あなたの森林は、実はこういうことが求められているのです」という場合に、全部の機能を言ってしまうと、ではわれわれは何をしたらいいのだということになるわけでありまして、そこはこういった機能を重点にやってくださいということを、言うていくことが必要ではないかというふうに思うと

ころであります。それからまた同時に、国民の方々に、森林はこういうふうに取り扱っていくのだということを言おうとしたときに、今言いましたように、すべての所ですべてにこういうふうにするのですと言うことだけでは、実は分かりづらいわけでありまして、やはりここはこういうふうにしたい、これを重点にしたいということを、明らかにしていくということが必要だろうと思うのです。

### 3. 新しい森林の区分と施業

そういう点で、今回林野庁が行いましたのは、森林を大きく三つに分けてしまおう。これは思い切って三つに分けたわけで、いろいろな議論はあろうかと思えますけれども、今言いましたような趣旨から、大きく三つに分けようということで考えたわけでありまして。その一つが水土保持林という考え方であります。それからもう一つは森林と人との共生林。それから資源の循環利用林という、三つでございまして、水土保持林は水源かん養だとか国土の保全を重視する森林であります。それから森林と人との共生林というのは、森林の維持そのものを図るということと、森林と人との触れ合いをする場を創っていくということを考えていきたいという森林であります。それから三つ目は資源の循環利用林でありますけれども、これは木材を中心として資源が循環的に利用されていくようにしていきたいという森林であります。

水土保持林を水源かん養だとか土砂流出を防備するというで考えれば、その森林のあり方が、できるだけ皆伐を少なくすることではないかということがありまして、水土保持林についてはできるだけ複層林化を図っていこう、それから、皆伐するにしてもできるだけ小面積で分散的に伐ってもらおうではないかということを想定いたしております。伐期も、通常なら例えば50年で伐るとということだとしますと、そうではなくて、もう少し長い伐期で伐ってもらうということを考えたい、というふうに思っているわけでありまして。

それから森林と人との共生林は、自然をそのまま維持していこうという森林と、もう一つ、森林と人が、できるだけ触れ合っていただく場を整備する森林でありますけれども、森林と人が触れ合うといったときに、針葉樹の林だけでは、面白いということで行っていただくというのはなかなか難しいわけでありまして、やはり紅葉もある、花も咲くということも考えないといけないわけでありまして。そういう点で針葉樹と広葉樹の混ざった林、あるいは広葉樹だけの林というようなものも創り上げていくということが必要ではないかと思っているわけでありまして。

それから資源の循環利用林は、例えば木材生産で申し上げますと、木材の生産が循環的にいくといったときにやはりそれぞれの生産目標というものがあるわけでありまして、その生産目標に従って、それが循環的に生産されるという林を創り上げていく。それが、効率的に行われる林を創り上げていきたいと思っているわけでありまして。

そういった考え方のもとで、大まかに林野庁で全国を仕分けするとこのようになりますというのを、今回の森林・林業基本計画の中で出させていただきました。水土保持林については約1,300万ヘクタール、大体5割。それから森林と人との共生林は大体550万ヘクタール程度、約2割。資源の循環利用林が660万ヘクタール程度というものを想定したわけでありまして。約3割であります。5割、2割、3割というような格好で想定を

いたしまして、全体としては、今ある人工の単層林が複層林化されることになるだろう。今言いましたような数値をベースといたしますと、複層林が相当増えるのではないかと、ということを想定して、森林の整備を図っていきたいと考えたところでございます。

#### 4. 森林計画 -30ha以上の団地化-

その後、地域森林計画を作っていただきました。地域森林計画というのは、158の流域についてそれぞれに作っていただく地域別の計画でありますけれども、それを作っていただき、さらに実行計画として、市町村森林整備計画という市町村段階での計画を作っていただいたわけでありまして、この3区分は、実は市町村森林整備計画において、具体的に「属地」に下ろして区分をするということでそれぞれしていただいたところでありまして、実は現在、その市町村計画、約3,000の計画になりますけれども、それを林野庁で集計し、今後の全体的な在り方をどうしていくかという議論をしていくことにしたいと思っております。実は森林・林業基本計画自体は、5年ごとに見直しをするという計画にいたしております、そういう点で今回、森林・林業基本計画があり、全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画という形で作りしましたので、それがさらに今後上にあがってきて、森林・林業基本計画をそういう市町村森林整備計画等々も踏まえながら、どういうふうにしていくのかということを考える、ということになるのではないかと思っております。

森林についてはそういう方向でやっていきたいということでございますが、それをやっていくに当たって、いま具体的にどういう施策を打っていくのかということで、森林・林業基本計画の見直しと合わせて、公共事業についても、今までは治山事業、造林事業、林道事業というふうに大きく言っていたわけでありまして、治山事業と森林整備事業という格好で区分をいたしまして、造林と林道を一体的に整備をしていくという考え方を打ち出し、さらにそれぞれの事業を三つの区分に合わせて事業内容を見直したということで、今までの公共事業を再編したところでありまして、また、複層林施策を行っていく、伐期を延ばしていくということで考えますと、やはりその造成には長期間かかるということでありまして、林野庁としては、複層林をやられる場合は90年生ぐらいまでを助成の対象にするというような見直しを図ったところでありまして。

それからもう一つ、森林整備についてこれからどうあるべきかということをお考えのときに、今までずっと、わが国の森林の所有構造というのは、極めて零細分散的であるということが言われるわけでありまして、実は林野庁はそういう零細分散性をどういうふうにか克服するのかということで、もう20年ぐらい前から森林施業計画ということで、森林所有者が立てられる計画については団地共同施業計画という格好で、団地ごとに共同で立てただけませんか、ということをお提唱してきたわけでありまして、実際作られている計画は、その団地共同施業計画というのがほとんどになってきたわけでありまして、施業計画というのは、森林所有者が自分の持っている森林について立ててもいい、それから今言いましたように、団地でまとめて共同で立ててもいいという形を作っていたわけですけれども、団地で作られる計画がほとんどになってきたということもあったわけでありまして、やはりこれからのことを考えると、団地でやっていくということをもっと強烈に打ち出すことが必要ではないか、例えば路網整備、それから間伐といったものも、団地ごとに



いかに効率性を追求するかということを考えないといけないのではないか。もう一つは森林の多面的機能といったときに、それぞれ、例えば1ヘクタール、2ヘクタールという議論もありますけれども、ある程度のまとまりという中で議論されることが必要ではないかということを考えているわけでありまして、そういった生産活動の効率性、さらには多面的機能の発揮ということから、団地というものをもっと強く打ち出したいと考えたところでございます。

そのために森林法の改正を行いまして、森林施業計画を30ヘクタールのまとまりをもって作ってください、それは30ヘクタール以上、例えば森林所有者1人で30ヘクタール以上について作られてもいいわけですが、いずれにしてもまとまりをもって計画を作っていただきたいということを、原則にしてしまったということでもあります。だから森林所有者が、例えば1ヘクタール、2ヘクタールの計画を作りたいということについては、今回から施業計画の認定対象にしないということでありまして、30ヘクタール以上まとまった計画を作っていただきたいという、計画の見直しを行ったところであります。

もう一つは、そうは言いますが、実はその中でまとめますと「いやいや、隣の人の境界もよく分からないんだよね」というのが今の状況になってきているわけで、やる気があって1人だけで作られればまだいいわけですが、「まとめて作った、ところが実際は境界さえ分からない」というようなことが生じてくるわけでありまして、そういう点では、やはりそこをしっかりとすることが必要ではないかと考えておりまして、森林の現況調査などをしていただくということについて、新たな支援措置を設けたところでございます。

## 5. 交付金制度の新設と需要拡大

今まで林野庁の政策というのは、例えば造林行為をする、植栽をしました、それに対して補助金が出るという形であったわけですが、それだけではなくて、今言いましたような現況を把握し、施業計画をきちっと計画どおり実行するということに対して、それを助成し支援していこうというものを採り入れたわけでありまして、森林整備地域活動支援交付金という制度でありますけれども、要は面積1ヘクタール当たり、国、県、市町村で1万円を交付をするということで、それをベースとして、現況を把握して施業を計画的に実行してくださいという制度を採り入れたところであります。これは実は今までなかった制度でございます。

それから相続税というのがあります。山林相続税とっておりますが、それについても見直しをしまして、3区分に合わせて、例えば森林と人との共生林というのは、かなり一般の人まで入ってくるということで公的になる森林でありますので、例えば相続税を少し減免する、減免の率を高くするというような相続税の見直しも図ったところであります。そういうような施策の見直しを図りながら、われわれとしては先ほど申し上げました3区分に従った森林施業というものが実行されていくようにしたい、と考えているわけでありまして。

二つ目の問題は木材の問題でございます。実は今、木材の自給率は18%というような状況でありますけれども、木材の問題を考えていくと、やはり二つの面をこれからは強

調していくということが必要ではないかと思っております。一つは森林整備をするといったことで、例えば間伐をすれば間伐材が出てくるわけでありまして、木材の利用というのは森林整備と直結しているということでもあります。そういう点で木材の利用がされなければいけないということが一点。それからもう一つは、これから地球温暖化の防止等々考えたときに、やはり再生可能資源というものは有効利用される必要があるということでありまして、そういった環境資源としての木材というものを認識して使っていただくということが、必要ではないかと思っているわけでありまして。

そういう点で、木材の利用を促進していきたいということでございます。わが国の森林資源を、例えば、80年、90年、100年で伐るといたしましても、50年、60年で間伐をする。その時、間伐材として出てくる木材というのは、今までとまったく違うわけがあります。今まで間伐材というと、何となくイメージは10センチ以下の小径材という議論になるわけですが、そうではなくて、間伐をした材としても20センチ、あるいは30センチに近いものが出てくるという状況を迎えるわけでありまして、そういったものを使っていくということが必要になるわけでありまして。そういう点では先ほど申し上げましたように、森林整備に直結をしているということがより強く言える状況になってきているわけでありまして、そういう間伐材はこれからどんどん増えてくる。有効に使える資源は増えてくる。それをやはりきちっと使っていくということが必要ではないか、と思っているわけでありまして。

木材自体は先ほど環境資源だと申し上げましたけれども、もう皆さん、いろいろな所でお聞きになっていると思いますが、木材は、例えば製材をして、建築材を作るということで考えてみますと、ほとんどエネルギーがいらぬわけでありまして。製材をして、乾燥までさせて、建築材ができるということでエネルギーがいくらかいるかということで考えたものと、例えばアルミニウムを作るということで考えたもので想定をいたしますと、アルミニウムはやはり200倍ぐらいのエネルギーがいるわけでありまして、木材というものは極めて省エネ的に作ることができるわけでありまして。また、東大の有馬先生がいつも言われるように、木造住宅というものは、それ自体建っているだけでCO<sub>2</sub>を貯蔵している。木造住宅は街の森なのだということを言われますけれども、そういった貯蔵効果も持っているわけでありまして。それから、多段階に、例えば住宅を壊してそれをチップ化し、ボード化して利用するというのをいたしましても、最終的には焼却をしなければいけないという状況が生まれるわけでありまして。しかし、その焼却の段階でもそれをエネルギーとしてきちっと利用するということをすれば、石油だとか石炭だとかのエネルギー量を減らすことができるわけでありまして、要は、木材というのは使っている限りそういう環境に優しい資源であるということ間違いなく言えるのではないかと。地球の表面の中でCO<sub>2</sub>が回っているということであれば、CO<sub>2</sub>全体は増えないわけでありまして。そういう点でカーボンニュートラルと言っておりますけれども、木材の利用というのはまさしくそうでないかということであり、そういう木材を使っていくということが、必要だというふうに思っているわけでありまして。

しかしながら、今回の森林・林業基本計画の中では、「では木材利用は今後どうなるのか」ということをまず議論いたしました。そこで言えば、総量的に見れば木材利用はそれほど増えないと想定せざるを得ないのではないかと。これから人口、世帯数も減って

きますし、例えば住宅について、これは国土交通省で第8次の住宅5カ年計画というものを出したわけでありまして、そこでは、第7次では5年間で約730万戸ぐらいの新設住宅があると言っていたものが、640万戸ぐらいになるでしょうという計画を打ち出したわけでありまして、要は1割方減になるという計画になっているわけでありまして、そういう点で言えば、木材利用は、総量的には増えていかないのではないかとということでございます。今申し上げましたように、総量的に増えていかないと外材との関係を考え直すと、木材需要拡大に努力することが必要ですが、国産材の占める割合ということでいけば18%程度でありますから、やはり国産材の利用を進めるということは余地があるわけでありまして、

それからもう一つは、先ほど言いました森林整備に直結しているということの中で、森林整備をこれから適切にやっつけようということ想定して、どの程度の量が出てくるだろうかとということで考えますと、今、実は国産材の供給量は大体2,000万立方メートルでございます。それが2010年の段階で2,500万立方メートルぐらいになるのではないかと。だからわれわれとしては、総需要はあまり増えない、横ばい的に見ざるをえないということでありますけれども、2,500万立方メートルぐらい出てくる材を適切に利用することを目標として掲げ、それを実行していきたいと思つたところでありまして、10年後に2,500万立方メートルという目標を出したわけでありまして、しかし、平成13年に作り、その後の状況でいきますと、国産材の利用量というのは減ってきておまして、この2,000万が2,500万で、わずか1.25倍ではないかということですが、実は容易ではないというのが実感であります。そういう点でいくと、国産材の利用の促進というものを図っていかなければいけないということではないかと思つております。

国産材の問題というのは、今までは「国産材をなぜ使わないのですか」ということに対して、「国産材のほうが外材より高いのでしょうか」ということが実は答えだったのでありますが、今の状況はそうではないわけです。もうすでに5年ぐらい前から、例えばスギ材と米ツガを比べますと、実は米ツガのほうが高いという状況が生まれ、それが定着しているわけでありまして、そういう状況の中でも国産材が使われないということでありまして、それはなぜなのかということ改めて追究することが必要なのです。要は「高いから」。ということは、ある意味ではそれだけのお金を払っていただけということで、その木材に対して価値が認められるから高いということでありまして、逆に安いということは、実は価値が認められていないということになるわけでありまして、なぜ価値が認められないのかということを追及しなければなりません。

いちばん出てまいりますのは、一つは安定供給がされない。それは先ほど申し上げましたように、森林所有者のレベルから極めて零細分散的であります。それに製材工場も極めて小規模分散的であります。そういった生産の、いちばん山元の所から加工の段階すべてが実は極めて小規模分散的でありまして、安定的に供給をするという仕組みが出来上がっていないということがまず一つであります。

## 6. 消費者ニーズに応じた対策

もう一つは、住宅の着工の仕方がまったく変わってきている。皆さんも、もうすでにご承知のとおり、今までは柱が家の中で見えていた住宅が造られたわけですが、

そうではない。大壁工法になり、それから高气密、高断熱ということが求められるわけでありまして、そういう点でいけば、今まで例えば言われていた、匂いがいいよね、色つやがどうだと、そういう価値はほとんど失われ、そうではなくて強度はどうであるか、乾燥はどうなっているかということが問われる時代になっているわけです。

このことについても実は、もう10年ぐらい前から乾燥をしなければいけないということ、常に政策としては言ってきたわけでありましてけれども、乾燥材がなかなか増えなかった。今でも、わが国の製材の10%ぐらいしか乾燥材というのは流通していないというわけでありまして。例えばアメリカに行きますと、西海岸のデータがありますけれども、5割以上乾燥材が供給されているという状況であります。そういう点でいうと10%ということでもありますから、ほとんど競争力を持っていないということが言えると思います。

では、そういう乾燥がなぜされなかったかということ、乾燥コストがかかりすぎるところがいちばん問題であります。乾燥するのに、今のわが国のやり方でいきますと、1万円から1万5,000円掛かるということが言われます。では1万円から1万5,000円をプラスして買っただけなのかということが、製材加工する人から見れば常に問題だったわけでありまして。それほどコストを掛けても、実は高く買ってくれないのではないかとこのことを思ってきたわけで、乾燥には手が出なかったということでもあります。けれども、もう乾燥していない材は評価されないという状況が生まれてきているわけですから、そういう中では、もう乾燥せざるをえないというところまで追い込まれているというのが、今の実態ではないかと思えます。

実は昔ながらの在来工法的な家がいいのだとか、いろいろな議論はあると思います。そういったものに対する供給とといったものもあっていいと思いますけれども、全体的に言えば、今言いましたような状況が出てきているのは間違いがないわけでありまして。そういった状況というのはやはり消費者の方が選択をしているわけですから、そういった状況に対応していく加工流通システムを作り上げていく。生産をいかに効率化するか、加工をいかにまとめられるようにするのか、しかも効率的にやれるようにするのか、それから、品質の安定をどう確保するのかといったものを、今われわれとしては追い求めなければいけない。山の段階では団地化を図り、路網の整備をし、高性能林業機械を入れていきたいというふうに思っておりますし、加工流通の段階では、その乾燥施設、あるいは規格化というものも追究していきたいというふうに思っております。規模についても、一方では大規模工場というものも造り上げていくということが、必要ではないかというふうに思っているわけでありまして。

そういった供給体制を作り上げながら同時に、需要拡大をしていかなければいけないということでありまして、需要拡大については、今は都道府県段階でいろいろな試みがされるようになりました。国産材を使った家を建ててくれれば、少し利子補給をいたしますとか、あるいは何10万円か特別の助成をいたしますとか。例えば秋田県でやったのは、秋田のスギを使ってくれれば、90本の範囲内で家1軒分のスギの柱材を供給しますとか。要はそれぞれの地方公共団体の段階で、今の林業の状況、木材の利用状況というものを踏まえながら、何とかこれを打開しなければいけないということで、いろいろな試みがされるようになってきております。

また同時に、そういった住宅の問題だけではなくて公共施設を造るといった時も、で

きるだけ木材を使おうではないかというようなことを、今それぞれの都道府県でお考えになっていただいております。林野庁としてもそういったものに対して、モデル木造というような格好で木材利用の普及になるような木造施設をできるだけ造っていかうではないかという施策をとっていたのですけれども、そういったものが、かなり都道府県段階でなされるようになってきております。

ある県の知事などの考えで言えば、まず公共施設を造るというときには、木造で造れるかどうかを検討して、木造で造らないといった場合は、「なぜ木造で造らないのかその理由をあげよ」というようなことを言っていただける知事まで出てきているという状況になってきているわけでありまして、けれども、そのことは、先ほどからの繰り返しになりますけれども、本当に林業の状況が厳しい、木材加工の状況が厳しいということの裏返しであろうというふうに思っております。いずれにしてもそういう取り組みが、都道府県段階でなされてきているということがあるわけでありまして。

しかしながらもう一方では、やはり需要構造が変わってきているということに対応していくということが必要だろうと思っております。例えば大壁工法ということ言えば、壁材としてプラスターボードが使われてその上にビニールクロスが張ってあるということだけで、実は大手メーカーの建てる木造住宅を見に行かれればすぐ分かると思うのですけれども、これが木造住宅なのか、これが鉄骨住宅なのか実はよく分からないという状況になるわけですね。壁はみんなプラスターボードが張ってあるということでありまして、そうすると、木造住宅といったときに、やはり木造住宅というものの良さというものがきちっと出される状況というものを作り上げていかなければいけないのではないか。例えば内装に木材をもっともって使えるようにする。内装に木材を使えるようにすれば、それは今のマンションであろうと、そういった所でも木材が使われるという事態が生まれてくるわけでありまして、そういった努力をしていかなければいけないということではないかと思っております。

それからもう一つの需要は、テレビでもずいぶんリフォームの問題が取り上げられますけれども、これからリフォーム需要が増えてくるだろうというようなことを考えますと、そういったものに対応する在り方、要は、木材は加工が容易にできますというのを特徴にしているわけですから、例えばDIY的に木材が使えるというようなものも考えていくことも必要ではないか。リフォームが自分たちでやれるということであれば木材を使っていただく。鉄とかプラスチックは型があって、それが決まらない限りできないわけですが、木材であれば、自分で加工して、使えるのではないか。そういったものを狙っていくということも必要ではないかと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、実はそういう点で、DIYのところは国産材がどれほど出されているかというのを、東京で調査したのですけれども、国産材はDIYではほとんど扱われていない。皆さん、この福岡はどうか知りませんが、大抵SPFが使われておりまして、そういった材がほとんどで国産材は少ない。あっても、例えばスギなどがありまして、曲がってしまったような貧弱な物が置いてある。われわれが本当に木材の需要拡大をしようということであれば、そういったところまで本当は目が行き届かなければいけない。国産材業者がそういったところまで目を行き届かせて、やはりそういったイメージダウンにつながるようなことはしない。国産材がいかにいい材であ

るかということ、消費者の方の目につくところで見せていくということが必要ではないかと思っております。

材木の話をし始めますと話はいくらでもあるのですけれども、もう一つだけ申し上げますと、実は木材の問題で、われわれ、消費者の方々と極めて離れていたなと思っているのは、木材価格を立方メートル当たりの値段で言うわけです。スギは立方メートルいくらです、ということ言うのですけれども、消費者の方々から見れば、立方メートル当たりで言われても全然分からないというのが今の状況だろうと思います。今、全木連という木材に関する団体と相談しながら、例えば、柱は1本いくらですという表示をできないかということをお願いしているわけでありまして、柱1本いくらですかということについて、消費者の方々のアンケートをとると、大概、「1万円以上でしょう」というふうに答えられる。そこのところがいちばん大きいのです。ところが現実はいくらかという、今のスギの柱1本は1,400円ぐらいで実は買ってしまうわけで、ものすごく格差があるし、値段が分かっていない。それは、こちら側がそういう提示の仕方をしてこなかったということだろうと思います。まだまだそういう点で、国産材の在り方というのは全体としての在り方を見直していくということと同時に、きめ細かい見直し点がたくさんある。それは今まで関係者の中だけで議論が完結し、その中でやられてきたということに問題点があるのだろうと思うのです。

それからもう一つは、バイオマスエネルギー等の新たな利用というものも考えていかなければいけないと思っております。バイオマスはただ単にエネルギーに利用することだけではなくて、例えば生分解性のプラスチックを作るとか、いろいろな新しい利用ができるはずでありまして、そういったことについてもわれわれは、やっていきたいと思っているわけでありまして。

## 7. 森林のCO<sub>2</sub>吸収問題

こういったものを実は森林・林業基本計画という形で打ち出しをしたわけでありまして、それが一昨年の10月の段階であったわけですが、一昨年10月以降、もう一つ大きな動きがございました。それは地球温暖化防止の問題であります。COP7でマラケシュ合意が出来て、いよいよ森林の吸収量として、上限値として3.9%が認められたということでありまして、わが国として6%、1990年の温暖化効果ガスの排出量から、2008年から2012年までの平均値として6%を削減するといった中で、3.9%を森林吸収として確保してほしいということが表明されたわけでありまして。

ただ、われわれがその3.9%をやっていくということについては、大変な問題で、今の状況ではとてもそこへ行かないと思っております。実はこの6%の削減（森林3.9%）というのも、そういったものはすべてについて、基本的考え方は1990年以降どういう努力をしたかということが問われるということでありまして、要は排出削減にどういう努力をしたのか、それに伴って排出がどう減ったのかということを本来的には問いたい。そうでなければ、本当の削減にはならないわけでありまして、そういったことが基本思想としてずっと流れているわけでありまして。

森林の問題も、ただ単に森林があって吸収していますね、成長していれば当然吸収していますねということではなくて、1990年以降どういう努力をしたのかということが、

まず問われるわけでありまして、ルールとして定められたのは、三つのことがあったわけです。新規植林、再植林、森林経営という三つの区分があるのですけれども、新規植林とか再植林とかというのは、基本的に言えば、1990年以前に森でなかった所に森を造ったということの評価をしようということでもあります。ところがわが国では新規に造林をしていくということは、戦後の造林を一生懸命やってきて、それほど余地があるわけではありません。そういう点でいけば、そういった努力もしなければいけないにしても、そこに大きな期待をすることは実はできないわけでありまして、1990年以前に森でなかった所ということではありますと、例えば北海道の原野がまだ残っている、あるいは耕作放棄地がありますとか、でも耕作放棄地でも1990年以前にということを証明していかなければいけないということでもありますから、そういった所が幾つあるのかということでありまして、それほど大きな量がここに期待できないのであります。

そうすると、3番目の森林経営というところに期待をしなければいけないということでもあります。森林経営とは何かということではありますと、1990年以降、持続的な経営がされている、適切な管理がされている所というふうに言われておりまして、そういった適切な管理をしていかなければいけない。われわれは適切な管理経営をしていますということを、実は国際的に認知をしてもらうということが必要になるわけでありまして、そうなれば、例えば間伐されずに放置されているということでは認知がされないわけでありまして、やはり間伐を適切にやっていくというようなことも必要になります。また保安林であるとか、国立公園であれば、例えば風害だとかそういった被害が起こって、それが放置されているのではなくて、きちんと見回りがされ、そういったものに対処されているということが必要になるわけでありまして、

さらに、3.9%をやるためには、わが国の森林の7割がそういう森林だということをおっしゃなければいけないということでありまして、7割の森林が対象になるということでは、今森林・林業基本計画で考えている、育成しようとしている森林というものについては、それなりに管理がされているということをおっしゃなければいけないわけですし、天然林として維持しようとしている保安林だとか国立公園であるとかという森林についても、適切に管理されているということをおっしゃなければいけないということでもあります。そういう点で言えば、7割の森林が管理されている、管理経営がきちっとされているということをおっしゃっていくというのは容易ではないわけでありまして、間伐が放置されている、伐ったあとにも木が植えられていませんというのが今の状況でありますから、そういったものを直して、きちっと森林整備がされるようにしていかなければいけないのであります。

林野庁としては、それを進めていくためにも今ある予算というものについて、大幅に財源を確保する必要があるということをおっしゃるところであります。財源がいくらかということについては、これからの技術開発、コストダウンと言いますか、そういったことがどう図られるかということもありますので、明確にこれだけということにはならなかったわけでありまして、いずれにしても、森林吸収源として3.9%を確保するために10カ年対策をやっていこうではないかということについては、コンセンサスができたところでありまして、農林水産省として10カ年対策を作り、今それを実施にかかろうというふうに行っているところでもあります。そこの中では先ほど申し上げましたように、

多様で健全な森林の整備を図っていく、あるいは保安林等の適切な管理をしていく、あるいは国民参加の森づくりをしていく、あるいは木材、木質バイオマスというものの利用を推進していくということをやっつけていかなければいけない、と考えているところでございます。

それから、先ほど国際的に認められなければいけないということを言いましたけれども、実は国際機関で、そういったことがきちとなされているということが認知されなければいけないわけで、そのための報告検証体制を作らなければいけないというのがもう一つの課題になっております。これは森林の状況を適切に把握し、その吸収量がどういふふうに移しているのか、さらにそこで森林施業がどういふふうに行われているのかということ把握するわけでして、これからこのシステムを作り上げ実行していかなければいけないということでもあります。

そのために、林野庁として15年予算の中で、一つは森林GISというものを推進したい。できるだけ早急に47都道府県、全県において森林GISを実行できる体制を作り上げたいということを考えておりますし、今までの森林調査簿ということでやってきた森林調査の仕組みを、いかに精度を向上させるかということも考えていかなければいけないということですし、それから森林全体のCO<sub>2</sub>の推移、動きというものを検証していかなければいけない。これは森林総研をはじめとして研究機関でやっていただかなければいけないのですけれども、そういったものも進めていかななくてははいけません。

今までのわが国の森林の現況把握ということについては、県庁職員あるいは市町村の職員の方が、現地を目で見るといふことで森林調査簿というものを作り、それができなくなってきて空中写真で議論するというような事態になってきているわけです。全体的に言えば、本当に今の状況が的確に把握されているのかということが、常に問題になるという状況にきているわけでありまして、それを実は直すことができる、きちと検証報告体制を作り上げるということができるとすれば、今まで持たない手段をわれわれは持つことができるということではないかと思っております。これは3.9%のためにそういったことをしなければいけないということでもありますけれども、森林の管理経営をやっていくということで考えますと、そういった森林状況をきちと把握できるという手段を、われわれとして作り上げることができるということではないかと期待をしているわけでもあります。そのためにぜひこれはきちとやりたいと思っております。

## 8. 国民にとっての森林政策

いよいよ時間になってきましたが、そういった方向で今林野庁としては努力をしているわけでありましてけれども、何と言いましても林業をめぐる状況というものは、極めて厳しいわけでもあります。先ほど木材の状況を少しお話しましたがけれども、実は木材価格というのは、立木価格で見れば昭和30年代と同じところに立っているわけでありまして、その後の木材生産にかかる労賃は、どんどん上がったわけでありまして、木材価格が30年代の状況で林業経営が活性化されるということは、なかなか容易ではないわけでもあります。そういう点で、森林の多面的機能をきちと発揮する経営をやっていくということで考えますと、今の状況の中で、どういふふうにならねばならないかということをもっともっとわれわれとして追究しなければいけないということではないかと思



います。ただ単に、助成を厚くするというだけでなく、本当にどういシステムを作り上げていくのかということを考えなければいけないだろうと思います。

例えば造林補助金の予算が増えましたということですが、造林の補助金というのは、自己負担分があるわけでありまして、今、大体助成は7割水準になっているわけですね。7割ぐらい、国だとか県だとか市町村とかで助成をしているのですが、あと3割は自己負担をしなければいけない。それが例えば伐採収入で負担金が出てくるといいう形であれば、森林所有者の方はその負担金と同時に一定の収入が得られましたということでは済むわけですが、全体としてその負担金を払ってしまったら手元に残る金がない。もっときついで言えば、「いや、負担金を出すだけの収入も得られないんじゃないか」ということを言われる事態になってきているわけでありまして、そういう点では、そういったものをどう考えていかなければいけないのかということ、やはりもう一度基本的に考えるということが必要になっているのではないかと思います。

今回、実は経済同友会からも21世紀グリーンプランという格好で、これからの森林の整備の在り方というもの、やはり森林の多面的機能というものを考えれば、林野庁が考えているように複層林化を図っていかなければいけない。もっと極端に言えば、ほとんどの山は複層林化しろということを出されたわけでありまして、その複層林化を、そういう格好で推進していくとすれば、これは公的に森林を管理していくということが必要ではないかということまで言われたわけでありまして、そういうものが、経済界からさえ提案されるというような事態になってきているわけでありまして。

ただそれだけで実はいいかということ、もう一方ではあるわけでありまして、森林所有者の方々にとってみれば、公的に管理をしてくれると、「じゃあ、おれはなんで山を持ってるんだ」ということがあるわけでありまして、「じゃ、みんな国で買い取ってくれるんですか」ということにはならない。それは現実的ではないわけで、そういったことも含めて本当に森林の管理経営の在り方というもの、をどういふうにしていくのか。木材流通加工の在り方というものを見直していく中で、経済的な価値というもの、を山へ戻すことも、やはりわれわれとしては考えていかななくてはならない。木材の利用をこれからは推進していかななくてはならないということ、を考えれば、やはりいかに木材生産が効率的にされるかということも考えなければいけないわけでありまして、そういったことも合わせながら、これからは政策を考えていくということが必要ではないかと思っております。

それと同時に、そういった森林政策の見直しを図っていくということで考えていきましたと、何と言いましても、国民の方々の理解というもの、が前提になるわけでありまして、森林のことについて国民の方々がもっとも自分自身の問題として理解をしていただけるように、われわれは努めていくということが必要であろうと思います。今、ボランティアで入ってくる方というのは、毎年毎年、相当な勢いで増えているわけでありまして。または、いま環境教育をもっともすべきではないかというようなことで、議員立法で、環境教育の推進を図るような法律を作ろうではないかという議論までありますけれども、そのときのベースになるのは、やはり大地や森林だと思っております。だから森林をフィールドとして環境教育を進めていただく、そういったことで子どもの時代から親の時代も含

めて、森林と触れ合っていただいて、その中で森林の問題を自らの問題として考えていただくというようなことを作り上げていくことも必要ではないかと思っているわけがあります。さらに国民の方々が今の森林の問題をより考えやすいような形というものを作り上げていかなければいけない。緑と森林と触れ合っていただくということと同時に、やはりわれわれのほうから国民の方々に森林の問題を提起していくということも、必要だろうと思っております。

例えば森林計画を作りましても、実は非常に進んだ制度でして、住民の方々の意見を聞くという仕組みがきちっと出来上がっている制度であります。けれども、今のような形で、住民の方々の意見を本当に聞けるのか、関心を持っていただいて、住民の方々の意見を聞いているのかということではいけば、われわれはまだ反省しなければいけない。例えば皆様方に読んでいただいても、「今の計画書を読んで何か分かりますか」と言えば、「いやいや、ちょっと計画書だけ読んでも分かんないよね」と言われるだろうということであれば、どういうふうにプレゼンテーションをするか、住民の方々の意見を聞きやすくするにはどうするかということを考えないといけないわけがあります。

こういった問題も、どういう手法を作るのか、手法の作り方と極めてリンクしているわけがあります。今までは、割りあいそういったことができなかったわけです。先ほど森林GISという議論をしましたけれども、例えば森林GISを入れて設計するだとか、道を作るとか、道を作れば立体的に見ればこういう格好になるとか、あるいはここを伐るとこういうふうになるとか、10年後にはこういうような林を創りたいというようなことを、われわれが提示できるということになれば、皆さん方はもうちょっと意見が言いやすくなるわけでありまして、そういうシステムを作り上げていくということも必要ではないかと考えております。

だからもう一度申し上げますと、国民の方々の理解の促進を図っていくということのためには、国民の方々にできるだけ森に来ていただいて、森の現状をきちっと自分の感覚でとらえていただくということも必要でありますし、またわれわれ側から見れば、われわれがどういうふうに問題を提起していくのかということをもっとも国民の方々に分かりやすく提供していくということを考えないといけないということではないかと思っております。そういう点で、まだまだわれわれもやるべきことがたくさんありますし、それをやっていかなければいけないということではないかというふうに思っています。皆さん方も森林に関心を持ち、今の学問を修められているということであれば、ぜひわれわれに、いろいろなことを質問していただいて、われわれと一緒にやってそういう問題に取り組んでいただければありがたいと思います。

これはただ単に行政マンになるということだけではなくて、たぶん皆様方のやれる道はいろいろな所にいろいろな道があるはずでありまして、関心をぜひ継続していただいて、やっていただければありがたいというふうに思っておりますし、できましたら林野庁に入ってきていただいて、われわれと一緒に頑張っていただければいい。林野庁はたぶんやるべき課題が今言いましたようにたくさんあるわけで、たいへん幅広い課題に取り組んでいかなければなりません。森林の問題を見直していかなければいけないたいへん大きな段階に来ているわけでありまして、やりがいは必ずやあると思います。

## 9. インドネシア等における違法伐採

それからもう一つ、時間になりましたけれども、国際的な問題を少し話せと言われたのですが、すっかり忘れておりました。国際的な問題を若干付け加えさせて頂きたいと思います。

今、持続可能な森林経営というものを取り上げる中で、今回の「世界水フォーラム」の中でも改めて森林の問題を取り上げていただきました。「世界水フォーラム」は3回目だったのですが、たぶん森林の問題を取り上げたのは、今回がいちばん多いのではないかと思います。先ほど小川先生が言われたようにシンポジウムもできましたし、円卓会議もできましたし、宣言もまとめることができました。最終的な宣言の中にも森林の問題を取り上げていただくことができたというようなことでありまして、そういういろいろな場で取り上げていただくということも必要だというふうに思っているわけです。

さらに、われわれが訴えている問題は、違法伐採の問題であります。違法伐採の問題というのは、実はわが国が消費する木材の主要な輸出国でありますインドネシア、ロシア等におきまして、伐採許可がされていない森林が不当に伐採されているという問題があるわけであります。持続可能な森林経営というものを進めるときそういった違法伐採がなくならなければ、いくらきれいなことを言っても、あるとき行ってみたら不当に伐られていましたということでは話にならないわけであります。違法伐採を取り締まっていくということが、大事な問題であるというふうに認識しているところであります。

インドネシア政府は、実は政府自体も森林の面積がどんどん減っているということ非常に危惧しております。これは違法伐採の問題もありますし、山火事の問題もあるのですけれども、そういう森林が減っているということについて危機感を持っておりまして、違法伐採が自分の国では50%ぐらいあるのではないかと、自分の所の伐っている量の50%ぐらいは違法伐採で切られているのではないのかということ、政府自らが認めております。ロシアはまだそこまでいってなくて、ロシア政府は「おれのところは違法伐採と言われるけれども、1%ぐらいしかないよ」ということを言っておりますが、NGOの方が調べると、「いやいや、2割、3割あるんじゃないか」ということを言われているわけであります。ただインドネシアはそういう点で、自らの問題としてこれを何とかしなければいけないということをおっしゃるので、わが国としても、このインドネシア問題というものについては、積極的にかかわることが必要ではないかというふうに思っております。

今回ヨハネスブルグで行われましたWSSDの中で、実は違法伐採問題について小泉総理からもご発言をいただき、日本としてアジア森林パートナーシップというものを提唱いたしました。アジアの森林の整備保全をどういうふうに図っていくべきか、少し関係国が集まって議論をし、実際に具体的な方策を取ろうではないかということ提唱したということです。今言いましたように、山火事の問題とか森林荒廃の問題とか、そういったことも含めてでありますけれども、その大きな議題の一つは違法伐採の問題であります。このアジア森林パートナーシップに10数カ国が賛同して、立ち上げることができたわけであります。今われわれとしては、そういった問題を中心として、特にアジアの森林整備、保全ということについてかかわっていきたいというふうに思っているところであります。

今回の森林・林業白書を4月に発表いたしましたけれども、世界の森林の動向とわが国の森林整備の方向ということを議題にしたわけです。私は実は世界の森林整備の問題というのは、今極めて難しい大事な局面にきているというふうに思っております。毎年、毎年940万ヘクタールの森林がなくなっていくということで、世界の森林がそれだけ消えているということだけが大きく取り上げられますけれども、これからの地球環境問題を考えたときに、先ほどから言っていますように、木材の利用というものを、では捨てていいのか、保全をすることだけが打ち出されて、木材利用は出ない。例えば、今まで燃料として木材を使ってきた、それが全部石油に変わったらどうなるのだろうか、石炭に変わったらどうなるのだろうかということを、われわれは考えないといけないのではないかと。やはり本当に、それぞれの地域で森林をどういうふうに利用していくのかということ、考えなくてはいけないのではないかと思っております。

社会林業というような議論で、最近では社会林業と言わなくなったかという話も聞きますけれども、そういうとらえ方というのはこの10年間ぐらいされてきているわけですが、保全と利用ということを経世界的にも考えてみるということがたいへん大事な時ではないのか。あまりにも、940万ヘクタール減っているという議論が出ておりますので、何か森林を守らなければいけないのだということだけになりますけれども、それぞれの地域でそれぞれの生活をされているということから、どういうふうにこれからあるべきかということをお考えなければいけない問題ではないかと思っております。

そういう点から見ても、わが国は今世界の木材を輸入していますが、自国の森林資源が利用されないために間伐もされないという状況を迎えているわけで、国際的に見てもわが国の森林をきちっと利用することが必要だと思います。今までは「いや、木材なんか利用しなくてもいいじゃないか」、「コンクリートの家を建てるほうが正しいんだ」という議論もありますけれども、そうではないということが今回の地球温暖化問題で明らかになったわけであり、やはり再生可能な資源をきちっと使っていくことが必要であり、その時にわが国の再生可能資源が今後どんどん蓄積量を増やし、利用量も増やしていくわけであり、そういったものがきちっと利用されるということは、世界的にもたいへん大事なことでないかと思っております。そういうことを今回の森林・林業白書の中で少し打ち出したところではありますが、わが国の問題だけではなくて、世界の森林の問題も今たいへん重要な時を迎えていると思っております。

ちょっと予定より長くなりましたけれども、少し質問を受けさせていただいて、私の話を終わらせていただきたいと思っております。実は皆さん方にどういう話をしたらいいのかというのがまったく想像もつかなかったので、かなり勝手なことを言ったと思っておりますけれども、そういう点では、活発にご質問をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上で一応の話を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

## 10. 質疑応答

**司会者** どうもありがとうございました。それではこの場を借りて、学生諸君を中心に質問を受けたいと思います。

先ほどの国内の話で、特にこの森林・林業基本計画にも基づいて、水土保持あるいは共生林、循環林の話が最初にされて、最後に国際関係の話をいろいろされながら、CO<sub>2</sub>の削減問題、あるいは森林の保全問題、利用問題について話をされました。本日の予定は一応15時までということで、あと15分ほどありますので、質問を受けたいと思います。

質問を二つに分けようと思います。最初に水土保持、共生林、循環林という日本の問題について1、2意見を聞いて、そのあとでCO<sub>2</sub>の削減問題等について聞きたいと思うのですが、学生諸君で質問したい人がいましたら、挙手をお願いします。

最初は質問しづらいだろうと思いますので、水土保持問題のところ、環境税ですとか水源税ですとか、そういうようなことでいろいろ以前から問題になっていた点について、何か質問ありませんか。はい、どうぞ。

**阿部久美子** 森林政策学研究室の阿部と申します。森林保全のための新しい税制導入について、ちょっとお尋ねします。先ほどのお話でもあったように、森林は公益的機能の発揮が重視されるということなのですが、地方においてはすでに福岡市や高知県といったところでそういうふうな税制導入の動きがありますが、今後国レベルにおいては、そのような税制導入についてはどのようにお考えでしょうか。

**加藤長官** 税制の問題については今お話がありましたように、実は法定外目的税というものが、都道府県段階で検討できることになりました。最近の状況ですと、30数県で森林整備にかかわる税制というものが議論されております。水源税であるとか、あるいは森林環境税であるとか、いろいろな名称が付けられておりますけれども、そういったものが検討されている実態があります。

その中で、高知県においては具体化がされまして、県民税に500円の税金を賦課するというので、大体年間1億3,000万から1億4,000万円ぐらいを得ようと考えられたところで、この4月からいよいよ発効したところであります。そういうことですので、都道府県段階でいろいろな動きがあるということですし、またそういった実績を上げていただくということについては、われわれとしてもたいへんありがたいと思っているところであります。

基本的に言えば、都道府県段階で、例えば高知県で1億4,000万円ということ考えますと、高知の森林整備ということから見れば、たぶん整備に要する金額の数%という議論であろうと思います。そういう点でいえば、やはり知事も、この税収によって森林整備ができるということではなくて、やはり税金を県民の方々からいただくということによって、県民の方々に森林整備ということについての意識をきちっと持っていただきたいということを言われているわけでありまして、普及的な効果をかなり狙われているというところではないかと思えます。

そういう点でいくとこれから、先ほども言いましたように、森林整備を国全体としてもきっちりやっていかなければいけない。地球温暖化防止のこと、3.9%のことから考

えてもやっていかなければいけないということの中で言えば、まだまだ財源が足りない、都道府県段階でのそういう動きを考慮したとしても財源が足りないというのが、実態だと思っております。

そういう点では、一般会計の財源をどういうふうに確保するのかということがまず一つの問題でありますけれども、もう一つの問題は、特定財源として今検討されている温暖化対策税というものをどう考えていくのかということではないか。これは中央環境審議会で議論をしまして、今回の温暖化対策というものは、ステップバイステップでいくということで、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップというふうに分かれています。第2ステップが2005年からになるのですが、2005年からの第2ステップの時に、第1ステップの結果を見て必要があれば温暖化対策税を打ち出していこうということがあります。今の状況から見れば、平成14年も6%以上のアップということになっていきますから、6%削減の6%ということにいけば、実は12%落とさなければ6%のマイナスになるということにはならないわけです。そういう点でいけば、もう、何らかのものを第2ステップにより強力に打ち出していかなければいけないというのが、ある意味では当然ではないかと思える面もあるわけであります。

ただ、もう少し内容をよく分析して、どこで増えたのかということを議論すべきだという話も一方ではございまして、温暖化対策税というものはまだまだ紆余曲折があると思えますが、われわれとしては温暖化対策税がそういう格好で進められるといったときに、吸収源としては6%のうち3.9%はやらなければいけないわけですから、そのことをきちっと評価をしてもらって、使途として森林吸収整備にそれがくるということを考えていただくということが必要ではないのか、というふうに思っているところでございます。

今、実は検討会をやっておりまして、われわれとして、森林吸収源に使うということは、わが国の温暖化対策上こういうふうな意味を持っているのだということを改めて整理をして打ち出していこうと思っております。国民の方々にそういう議論をしていただければ、ありがたいと思っているところであります。林野庁としては、水源税に取り組みとかいろいろな議論がございまして、温暖化対策税は現実の政策プログラムに載ってきているということできくと、やはり温暖化対策税をベースとしてわれわれが考えていくということが必要ではないのかと思っているところで、そういう対応をしたいと思っております。

**司会者** どうもありがとうございました。

続きまして、森と人の共生林にかかわった質問を受けたいと思います。これは生物の多様性にかかわる問題なのですが、これに関して学生諸君で意見は、ありませんか。はい、どうぞ。

**六田宗一郎** 流域環境制御学研究室の六田といいます。近年、生物多様性の高い森林として里山林というのが注目されてきていますが、絶滅危惧の動植物が生育する重要な環境として、里山林の保全を今後いっそう進めていく必要があるのではないかと思います。けれども、どう思われますか。

**加藤長官** 里山林の問題というのは、実は里山というのは、人が手を入れて利用することによって成立した森であるわけで、本来的に言えば、そういった活動をきちっとやっていくということが必要だと思うのです。今の農業の実態等々の中でなかなかそういう格好になっていかないというところが問題であると思います。そういうことで考えれば、やはりこれをどういうふうにするのかということ言えば、手を入れなければいけないわけですから、国民の方々のボランティアということも含めて、手を入れていただくということを考えるということが必要ではないかというように思っております。森林所有者の方が整備をするということと同時に、ボランティアの方々あるいは地域の方々も入りやすいような形というものを作り上げていくということが必要ではないか。例えば森林所有者との間で協定を結んでいただいて、地域の方々が管理をするというような形を作り上げていくということも必要ではないかと思っております。

実は森林整備の補助金を少し見直しまして、今までは森林所有者に森林整備の補助金が行くという格好であったのですが、実行者に補助金が行くという格好を取りまして、例えば森林施業計画を作っていただきますと、NPOの人でも補助金を受けることができるという制度を立ち上げたところであります。そういう枠組の中で、国の助成、県の助成も使っていただきながらやっていくということもできるようにしたわけでありまして、今言いましたような森林所有者自らが管理経営をしていくということと同時に、もう少し多様な形での里山とのかかわりというものを作り上げていくということも、われわれとしては進めていきたいと思っております。

**司会者** ありがとうございます。これにかかわりまして、日本林業技術協会の論文で長官賞を受けた学生がおりますので、一言、名指しで悪いけれども、井上君、いますか。

**井上友樹** 森林計画学研究室マスター1年の井上です。ちょっと話がずれるかもしれませんが、シカによる森林被害というものが全国的に広がっていて、九州においても非常に深刻な問題となっています。森林・林業白書を見てみると、林野庁としてもかなり被害を危惧されていると思うのですが、今後はそういった問題に対して、どのようなアプローチを取っていくべきなのか。またワイルドライフマネジメントといった観点を考慮した森林整備というのはどういうものなのか、お聞きかせ願いたいのですが、よろしくお願いたします。

**加藤長官** 今二つの問題を出されたと思うのですが、一つは被害に対してどうするかということでありまして。実は被害の問題というのは二面性を持っておりまして、一つは森林の被害ということと、それから周りの農地の被害という議論と二つあります。今の農地の被害で何がされているかと言うと、実は北海道など農地を全部囲ってしまって、森林の中にしかシカはいませんという状態を作ろうという議論さえあるわけで、実はそういったことに対して、本当に森林側としていいのかという気分が極めて濃厚にあります。

それともうひとつ、森林の保全として、そういう害をどうしていくのかということも考えなければいけないのですけれども、もう一つの問題と実はそれは密接に絡んでいて、要は、本当にこれから野生鳥獣と森林とはどういう関係を持つべきなのかということだ

ろうと思います。そこでいちばん大事なのは、実はその野生鳥獣の生息について、まだまだわれわれは知見を持っていないということではないのか。今、鳥獣保護法で特定鳥獣の保護管理計画を作ることができるということを言っておりますけれども、これが実はなかなかできない。議論を収束させるだけの形になかなかいかないというふうに思っております。そのところをやはり、それぞれの地域で本当に特定鳥獣に対してどうするのかということ、もっともっと広く議論して、それについては一応こういうふうにしていこうではないかということ、打ち出していくということが必要ではないのか。今、林野庁としては、例えば被害を受ける木には、ヘキサチューブを巻いてみたり、いろいろなことをやっているわけですが、そういったことだけではなくて、本当に生息実態はどうなっているのか、それをどういうふう考えたらいいいのかということ、それをベースとして、森林の管理経営ということもやらないといけないということではないのか。その後が決まってくると、管理経営の手法としてはいろいろなことが取りうるのだろうと思っております。

森づくりの問題も、先ほど言いましたように、多様な森を作りたいということを考えているわけですから、そういったものも踏まえた多様な森づくりというものを打ち出していくということもできると思いますし、われわれとしても受け止めていくことはできるのだろうと思うのです。どうも今、問題は、いちばんベースになる、そういったものについてどう考えるべきかというところに、なかなかコンセンサスがいかないということではないかと思っております。

**司会者** ありがとうございます。先ほど最初に話をしましたように、長官のお話されたことはこのほかに循環林ですとか、CO<sub>2</sub>の削減だとか、インターナショナルな問題だとかありましたけれども、15時までという予定で、これからまだ予定がございますので、これで質疑は終わりたいと思います。

それではこれで質問は終わりにいたします。どうもありがとうございました。

この講演会を終るに当たりまして、その締めとして井上研究部長に一言あいさつをお願いします。

**井上 晋** この4月から研究部長を務めております井上と申します。一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、わが国の森林行政を統括する林野庁トップの加藤長官からご講演をいただきまして、われわれ教職員、院生、学生一同、たいへん有意義な時間を持つことができました。今日の特別ご講演では、これからわが国の森林・林業・林産業が進むべき新しい方向性、森林・林業基本法を基にした林業政策のお話から、現在抱えている国内外のいろいろな問題など、またその対応策について伺うことができ、現在わが国の森林・林業の政策が大きく変わってきたことがよく判りました。

本日のお話を伺い、今後の私どもの研究教育の動機付けや、現地での試験研究等々の関連を考える上で、たいへん参考になるお話に感謝いたしております。また学生の質問に対しても、ご親切に対応していただきまして、心より感謝を申し上げます。

本日は日帰りというハードスケジュールに加えて、国会開催中にもかかわらず、この



九州大学まで遠路お越しくださしまして、まことにうれしく存じます。

最後になりましたが、もう一度大きな拍手をもって、加藤長官のご講演に対し、これで閉会にいたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

**司会者** どうもありがとうございました。

(2003年11月21日受付；2003年12月24日受理)